

市民公益税制PT中間報告書の概要

1 所得税の税額控除制度の導入

- 現在、個人が認定NPO法人等に寄附を行った場合、「寄附金額（所得の40%が限度）-2千円」を所得から控除できる（所得控除制度）。
- 草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする（所得税額の一定割合までを限度）。

2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し

（1）PST（パブリック・サポート・テスト）要件の見直し

- 認定NPO法人の認定要件の一つに、経常収入に占める寄附金等の割合が1/5以上であること（PST）がある。これについて、事業収入が多いNPO法人はクリアしにくいとの指摘がある。

$$\frac{\text{寄附金、国の補助金等、会費}}{\text{寄附金、国の補助金等、会費、事業収入}} \geq \frac{1}{5}$$

- 事業収入が多いNPO法人でもPSTをクリアしやすくするために、PSTに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する基準を導入する。
- また、地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定したNPO法人についてはPST要件等を求めないこととする。

（2）いわゆる「仮認定」制度の導入

- PSTは、寄附優遇等を受けるためのテストであるが、寄附収入の実績がないとクリアできない。そこで、NPO法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。
- なお、制度の乱用防止のため、「仮認定」を受けながら「本認定」を受けなかった場合には、一定期間、再度の「仮認定」の申請ができないこととするなどの措置を検討する。

（3）事後チェック型の制度への移行等

- 認定NPO法人となるための間口を広げる中で、法人の質を維持し市民からの信頼を確保するため、認定が取り消された場合における事後的な是正措置を検討する。
- 国税庁が行っている認定事務について、NPO法人と身近に接し、その活動の実態を的確に把握できるといった点を踏まえ、法人の設立認証を行った地方団体等が行う仕組みについて、地方団体等と協議しつつ検討する。
- 認定NPO法人は、収益事業以外に支出した場合には、収益事業の所得の20%までを損金算入できる。この割合について、社会福祉法人等とのバランスに配慮しつつ、引上げを検討する。

3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）

（1）寄附対象団体の拡大

- 個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附

金の範囲を超えて、N P O 法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。

(2) 地方団体によるN P O 法人支援（ふるさと寄附金の活用）

- ・個人住民税の控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する（この場合、所得税も同様の扱いとする）。

(3) その他

- ・個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げる。

4 今後の進め方

- ・以上の施策について、平成23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計を進める。

目 次

はじめに.....	1
市民公益税制の改革の方向性.....	3
1 所得税の税額控除制度の導入.....	3
(1) 認定NPO法人への寄附の税額控除の導入について.....	3
2 認定NPO法人の認定基準(PST等)の見直し.....	4
(1) PST要件の見直しについて.....	4
(2) 「仮認定」制度の導入について.....	5
(3) 事後チェック・ペナルティのあり方について.....	6
(4) 認定機関のあり方について.....	6
(5) 認定NPO法人のみなし寄附金限度額の引上げについて.....	7
3 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税).....	8
(1) 寄附対象団体の拡大について.....	8
(2) 地方団体によるNPO法人支援(ふるさと寄附金の活用)について.....	8
(3) その他.....	9
今後の進め方.....	10

市民公益税制PT 中間報告書

5-17

平成22年4月8日（木）

市民公益税制PT

はじめに

平成 21 年 10 月の第 173 回国会における所信表明演説において、鳩山総理は「私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち合う「新しい公共」の概念です。」と宣言した。これを踏まえ、平成 22 年度税制改正において、「新しい公共」の担い手となる認定 NPO 法人の認定手続等の簡素化や所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げを決めた。さらに、平成 22 年度税制改正大綱では、市民公益税制プロジェクト・チームを設置し、寄附税制や公益活動を担う法人に係る税制等についてさらに検討し、4 月末を目途に成果を得ることとされた。

当市民公益税制プロジェクト・チームは、こうした経緯により平成 22 年 1 月 28 日に設置され、以来計 10 回にわたり、検討を重ねてきた。検討に当たっては、当事者のひとりひとりがそれぞれの役割でかかわることで社会的課題を解決する「コミュニティ・ソリューション」を促進し、それによりさまざまな社会ネットワーク活動が盛んになるという好循環を生み出すという「新しい公共」の実現に向けて、「新しい公共」円卓会議とも連携しつつ、主として、寄附優遇税制の拡充や認定 NPO 法人の認定基準の見直し等の「新しい公共」に係る税制面の課題について議論を行った。その議論の成果をここに報告する。

市民公益税制プロジェクト・チーム

(座長) 渡辺 周 総務副大臣
 峰崎 直樹 財務副大臣
 大島 敦 内閣府副大臣
 松井 孝治 内閣官房副長官
 小川 淳也 総務大臣政務官
 古本伸一郎 財務大臣政務官

(参考) 市民公益税制プロジェクト・チームの審議経過

第 1 回	平成 22 年 2 月 2 日	今後の進め方
第 2 回	平成 22 年 2 月 10 日	市民公益税制に関する現行制度（国税、地方税） 諸外国の民間非営利部門の経済規模等 市民公益税制にかかる課題 市民公益税制に関する諸外国の制度 市民公益税制に関する民主党案
第 3 回	平成 22 年 2 月 17 日	有識者等ヒアリング① (山内直人大阪大学教授)
第 4 回	平成 22 年 2 月 24 日	有識者等ヒアリング② (雨宮孝子公益認定等委員会委員、 松原明特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会常務理事・事務局長)
第 5 回	平成 22 年 3 月 3 日	「新しい公共」円卓会議のメンバーとの意見交換
第 6 回	平成 22 年 3 月 10 日	有識者等ヒアリング③ (東富彦 NEC CSR 推進部社会貢献室長、 斎藤仁日本経済団体連合会政治社会本部長)
第 7 回	平成 22 年 3 月 17 日	有識者等ヒアリング④ (田中弥生（独）大学評価・学位授与機構准教授、 石井宏明認定 NPO 法人難民支援協会事務局長代行)
第 8 回	平成 22 年 3 月 24 日	論点に関する主な意見 課題等の整理①
第 9 回	平成 22 年 3 月 26 日	論点に関する主な意見 課題等の整理②
第 10 回	平成 22 年 3 月 31 日	取りまとめの方向性 等

市民公益税制の改革の方向性

1 所得税の税額控除制度の導入

(1) 認定NPO法人への寄附の税額控除の導入について

【現状】

- ・個人が認定NPO法人に対して寄附を行った場合、「寄附金額（所得の40%が限度）－2千円」を所得から控除できる（所得控除制度）。
- （注）政党・政治資金団体に対して寄附を行った場合、上記の所得控除と税額控除（控除率30%）の選択制となっている。
- ・公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附についても、同様に所得控除制度がある。
- （参考）個人が認定NPO法人等に対して寄附を行った場合、所得税の寄附控除の適用を受けられ、また、贈与税・相続税も課税されない。

【改革の方向性】

- ・所得控除は、高所得者に有利な制度となっており、所得の低い人に対する寄附促進効果が弱いことから、草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除を導入し、所得控除との選択制とする。
- ・税額控除の導入に当たっては、寄附がチャリティの精神に基づくものであるという点にも留意しつつ、寄附金額の一定割合を控除できることとする（その場合、所得税額の一定割合までを限度として控除）。
- ・なお、「新しい公共」の担い手となる認定NPO法人のほか、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を導入するかどうか、

当該法人と市民との関わり度合や運営の透明性等も踏まえ、検討する。

2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し

(1) PST要件の見直しについて

【現状】

- ・NPO法人が寄附優遇等を受けられるようになるための認定要件の一つに、経常収入に占める寄附金等の割合が一定以上であること（パブリック・サポート・テスト：PST）がある。

【PSTの算式】

$$\frac{\text{寄附金、国の補助金等、会費}}{\text{寄附金、国の補助金等、会費、事業収入}} \geq \frac{1}{5}$$

※1 分子に算入できる国の補助金等と会費は、それぞれ分子の寄附金の額の同額まで。

※2 寄附金のうち、同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が、受入寄附金総額の10%を超える部分の金額は、分子の寄附金の額に含めない。

【改革の方向性】

- ①新しいパブリック・サポート・テストの導入
 - ・現在のPSTは、事業収入の多いNPO法人にはクリアしにくいため算式を見直すべきとの指摘を踏まえ、事業収入の多いNPO法人でも、幅広く市民の支持を得ているのであれば認定を受けられるよう、PSTに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入する。
 - ・なお、現在のPSTも存置し（選択制）、寄附者の絶対数が少ないNPO法人でも、現在のPSTで計算して5分の1以上であればクリアできることとする。

②地方の自主性を尊重した仕組みの導入

- ・身近な課題に取り組む NPO法人を支援するため、NPO法人と身近に接している地方団体が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定したNPO法人については、当該地方団体の判断を、PSTやNPO法人の活動範囲に係る要件等に代わるものと位置づけ、認定NPO法人の認定に反映させる。

(2) 「仮認定」制度の導入について

【現状】

- ・NPO法人が認定を受けるためには、PSTを含めた全ての認定要件を充足することが求められる。他方、米国では、設立から年数が浅くPSTを満たせない法人でも、一定期間は寄附優遇を認める制度がある。

【改革の方向性】

- ・現在のPSTは、寄附を集めやすくするための税制優遇を受けるためのテストであるにもかかわらず、多額の寄附を集めた実績がないと認定を受けられない点に批判がある。これを踏まえ、PSTを満たしていなくても、他の認定要件を満たしていれば、寄附優遇を認める制度（いわゆる「仮認定」制度）を導入する。
- ・その際、制度の悪用を防止する観点から、「仮認定」を受けながら「本認定」を受け（られ）ない場合の措置を設ける。具体的な内容としては、一定期間は仮認定及び本認定の申請ができないこととすることなど、適正な制度運営のために必要な措置を検討する。

(3) 事後チェック・ペナルティのあり方について

【現状】

- ・認定 NPO 法人は、不適正な経理（虚偽の記載等）を行わない、役員等に対し特別の利益を与えない等の認定要件を満たさなくなったら場合には、認定が取り消される。
- ・しかし、認定が取り消された場合に、認定による税制優遇を受けながら稼得した収益等に課税するなどの制度はない。
(注) 公益社団・財団法人は、公益認定が取り消された場合には、公益目的事業財産を、他の公益社団・財団法人又は国等に帰属させなければならないとされている。

【改革の方向性】

- ・認定NPO法人制度については、本来支援すべき新しい芽を摘んでしまうことがないよう、認定の間口を広くする一方、NPO法人の信頼性や質の維持・向上、運営の透明性の確保が重要といった意見を踏まえ、例えば、認定が取り消された場合等に、認定による税制優遇を受けながら稼得した収益等に課税する仕組み等、事後的な是正措置の整備を検討する。

(4) 認定機関のあり方について

【現状】

- ・認定NPO法人の認定事務は国税庁が行っている。他方、公益社団・財団法人の公益認定は内閣府又は都道府県の第三者機関（公益法人などの

制度や実情に精通した学識経験者等が委員)が実施している。

【改革の方向性】

- ・国税庁が行っている認定事務については、足もとでは迅速化が図られているという評価もある一方、国税局は敷居が高く心理的抵抗感があるといった意見もある。
- ・また、実際に認定を受けようとするNPO法人が信頼に足るかどうかを適切に認定できるのは、NPO法人と身近に接し、その活動内容をより的確に把握することができる地方団体等であるとの意見や、地方団体等は、数値基準だけでなく、実際に活動をみている市民が認定に参加する仕組みを設計することも可能といった意見もある。
- ・こうした点を踏まえながら、「新しい公共」の担い手として期待される認定NPO法人の認定を、NPO法人の認証を行っている地方団体等が行う仕組みについて、地方団体等と協議しつつ、検討する。

(5) 認定NPO法人のみなし寄附金限度額の引上げについて

【現状】

- ・認定NPO法人は、収益事業に属する財産を収益事業以外の事業のために支出した場合、所得金額の20%を限度として、損金算入が認められる(みなし寄附金制度)

【改革の方向性】

- ・認定NPO法人のみなし寄附金限度額については、社会福祉法人等には、税制優遇がなくなった時の財産の処分などが規定されていることとの

バランスを確保しつつ、その引上げを検討する。

3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）

(1) 寄附対象団体の拡大について

【現状】

- ・国税庁長官の認定を受けたNPO法人への寄附金については、都道府県又は市区町村が条例に基づき指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除を行うことができる。

【改革の方向性】

- ・個人住民税の寄附金税額控除について、地域において活動するNPO法人を支援するため、都道府県及び市区町村が国税庁長官の認定を受けていないNPO法人への寄附金を条例に基づき指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除を行うことができる制度を創設する。

(2) 地方団体によるNPO法人支援（ふるさと寄附金の活用）について

【現状】

- ・「ふるさと寄附金」を活用したNPO法人等への支援については、各地方団体が自主的に取り組んでいるところ。

【改革の方向性】

- ・個人住民税における「ふるさと寄附金」を活用してNPO法人等への支援を促進するため、控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じ

て寄附しやすい環境を整備する。（この場合、所得税も同様の取扱いとする。）

(3) その他

【現状】

- ・個人住民税における控除対象寄附金の適用下限額 : 5千円
※平成20年度改正で10万円から引き下げ

- ・所得税における控除対象寄附金の適用下限額 : 2千円
※平成22年度改正で5千円から引き下げ

【改革の方向性】

- ・寄附文化の裾野を広げるため、個人住民税における控除対象寄附金の適用下限額について、2千円へ引き下げる。

今後の進め方

- 以上の諸施策については、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。なお、22年度税制改正大綱において検討課題とされた以下の事項等についても、23年度税制改正の議論において検討を進めることとする。

〔22年度税制改正大綱において検討事項とされた事項〕

- ・研究開発法人に対する寄附金の指定寄附金化
- ・寄附金控除に関する年末調整の対象化
- ・給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度

- 信託を使って公益活動に参画する環境を整備する観点から公益信託制度の抜本的な見直しが行われた場合等には、それに対応する税制を検討する。

「新成長戦略」について(抄)

〔平成22年6月18日
閣議決定〕

第2章 新たな成長戦略の基本方針 一経済・財政・社会保障の一体的建て直し

日本経済の成長力と政策対応の基本的考え方

(2) 供給面からの制約

(ii) 供給面からの成長戦略

適切な政策対応を行うことにより、供給能力を高めていくことは可能である。特に、①高齢者、女性、若者等が就業しやすい環境を整備すること、②意欲ある人々がベンチャー、社会的企業、NPO 等を含め起業しやすい環境、国内に立地しやすい環境を整備することの重要性が高い。また、③人的資本の形成、④イノベーションの促進、知的資産の蓄積も重要な課題である。数年後には供給制約が強まることを想定し、現時点でも供給力が不足している成長産業を中心に、規制・制度の改革を進めるとともに、必要な能力を備えた人材の育成・定着、起業の促進、リスク・マネーの円滑な供給などを着実に推進していく必要がある。

(3) 資金循環面からの制約

(ii) 金融・資本市場の健全な発展とリスク・マネーの供給

円滑な資金循環を確保するためには、上記のような対応と同時に、国際的な動向も踏まえつつ、金融・資本市場の健全な発展を支える規制・制度の改革を進める必要がある。また、国際的な金融危機等に機動的に対応するため国際協調体制の強化を進める必要がある。

さらに、日本経済の成長を支える資金、とりわけ、リスクの高い投資や研究開発等のためのリスク・マネーの供給、さらには、起業や新規参入を行う企業、社会的企業、NPO 等に対する資金供給を確保することが不可欠である。リスク・マネーの供給やNPO 等への資金供給を円滑化するため、規制・制度や税制の改革を進める。また、こうした分野における政策金融の役割は重要である。

以上のような取組を通じ、資金循環面から成長が制約されることのないよう最大限の努力を行う。

マクロ経済運営を中心とする経済財政運営の基本方針

「新成長戦略」のマクロ経済目標

上記のような経済財政運営の下、「新成長戦略」においては、2020 年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す。特に、景気回復の継続が予想されるフェーズIにおいては、実質成長率を3%に近づけるべく取組を行う。物価については、デフレを終わらせ、GDP デフレータでみて1%程度の適度で安定的な上昇を目指す。失業率については、できるだけ早期に3%台に低下させる。過去10 年の低成長等を考慮すれば、これらの目標の達成には困難を伴うと考えられるが、政策努力の目標と位置付け、全力で取り組む。

国民の満足度や幸福度には、所得などの経済的要素だけではなく家族や社会との関わり合いなどの要素も大きな影響を持つ。「新しい公共」の考え方の下、全ての国民に「居場所」と「出番」が確保され、市民や企業、NPO など様々な主体が「公(おおやけ)」に参画する社会を再構築することは重要な課題である。政府は、マクロ経済目標の実現に向け全力を尽くすとともに、官では行なうことが困難な、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスを無駄のない形で市民、企業、NPO 等が提供できる社会の構築に向け、国民各層による取組を支える。

政策の優先順位の判断基準

(ii)「選択と集中」基準

国民目線で政策や事業の必要性を総点検し、「選択と集中」の観点から、真に必要性の高い分野への重点化、各分野における政策・事業の重点化、類似事業の重複排除(省庁をまたがるものも含め)などを推進する。

その際、以下の点に留意する。

(国民参加基準)

行政が独占してきた「公」を企業、NPO 等に開き、国民が積極的に公に参画することを重視する。このため、行政による直轄事業を見直し、企業、NPO 等の参画を認める事業、民間資金等活用事業や公共サービス改革を進める事業を重視する。また、何が必要かの選択について、国民が積極的に意見を述べる機会の拡大を目指す。

(iii)最適手段基準

限られた財源の下で、最大限の効果を得るために、最適な政策手段を選択する。例えば、デフレ下の実質高金利で抑えられている住宅等の需要の回復、インフラの海外展開の支援、種々の分野における民間企業、NPO 等の参入支援などのために、政策金融や公的資金と民間資金を組み合わせる様々な仕組みは効果的な政策手段である。制度の見直し

や創設も含め検討する。

また、税制は、個人貯蓄の一層の活用や起業促進などに関して重要な役割を果たす。

さらに、社会资本の整備や維持管理・更新を効率的に実施するために、民間資金等を活用する手法(PFI 等)をより積極的に活用できるよう、制度の見直しを行う。

フロンティアの開拓による成長

(4) 観光立国・地域活性化戦略

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

(地域政策の方向転換)

この10 年間、大都市への人口集中が進む一方で、地方の中心市街地はシャッター通りと化し、地域経済の地盤沈下が著しい。このような地方都市の状況は結果として国全体の成長のマイナス要因となってきた。地方都市が空洞化した背景には、これまでの国の地域振興策が、「選択と集中」の視点に欠け、ハコモノ偏重で、地方の個性を伸ばし自立を促してこなかったことに他ならない。一方で、地方にはその土地固有の歴史と文化・芸術がある。例えば、フランスで最も住みやすい街として知られるナント市が、かつての産業・工業都市から歴史遺産の「文化」と「芸術」により都市の再生を果たしたように、これからの国 地域振興策は、NPO 等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。

(緑の分権改革等)

それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO 等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。

また、地域のことは地域に住む住民が決める、活気に満ちた地域社会をつくるための「地域主権」改革を断行する。

(6) 雇用・人材戦略

～「出番」と「居場所」のある国・日本～

(国民参加と「新しい公共」の支援)

国民すべてが意欲と能力に応じ労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会(「出番」と「居場所」)を実現し、成長力を高めていくことに基本を置く。

このため、国民各層の就業率向上のために政策を総動員し、労働力人口の減少を跳ね返す。すなわち、若者・女性・高齢者・障がい者の就業率向上のための政策目標を設定し、

そのために、就労阻害要因となっている制度・慣行の是正、保育サービスなど就労環境の整備等に2年間で集中的に取り組む。

また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。

(地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現)

国民の新たな参加と活躍が期待される雇用の場の確保のために、雇用の「量的拡大」を図る。このため、成長分野を中心に、地域に根ざした雇用創造を推進する。また、「新しい公共」の担い手育成の観点から、NPOや社会起業家など「社会的企業」が主導する「地域社会雇用創造」を推進する。

《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

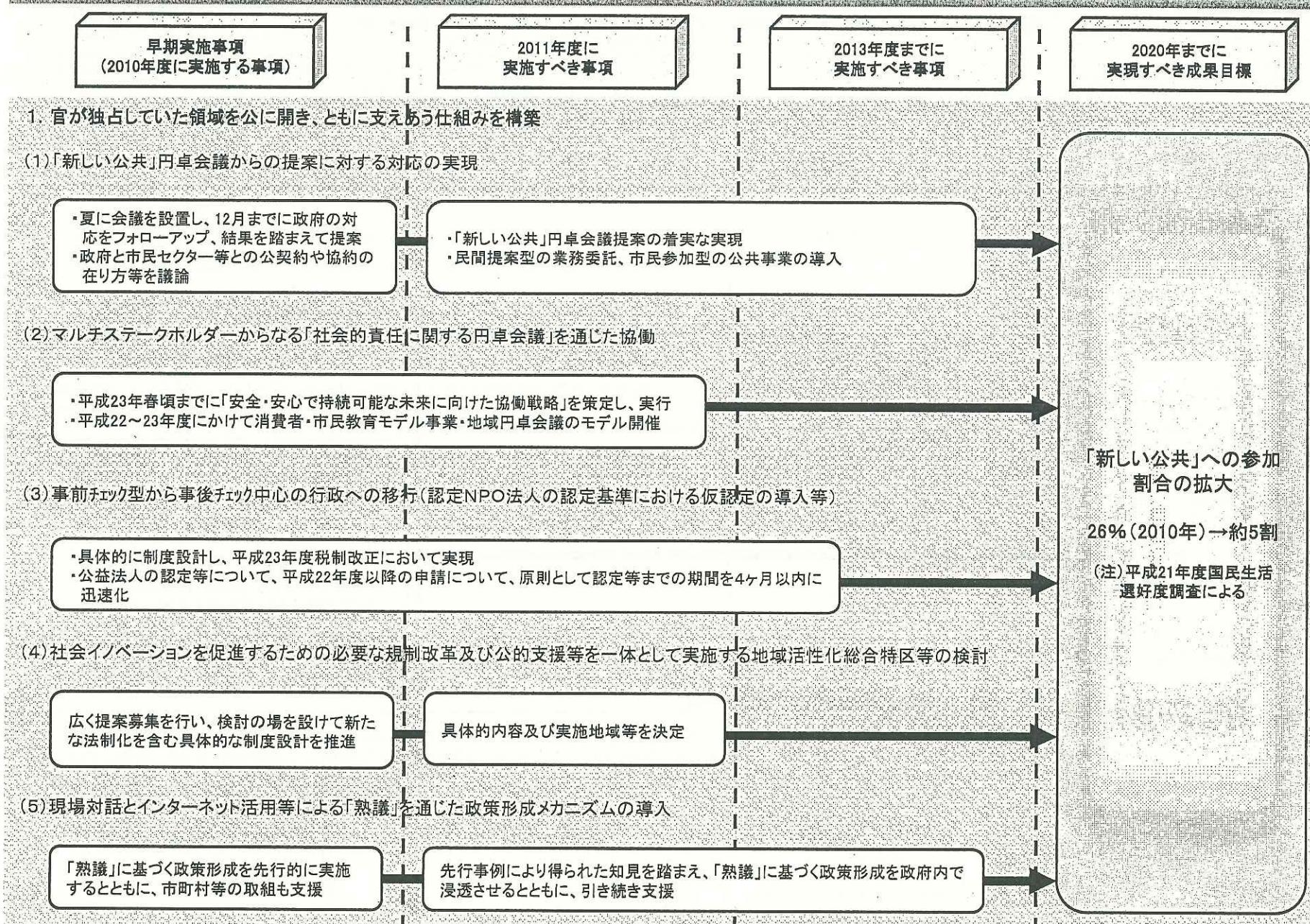
VI. 雇用・人材分野における国家戦略プロジェクト

20. 新しい公共

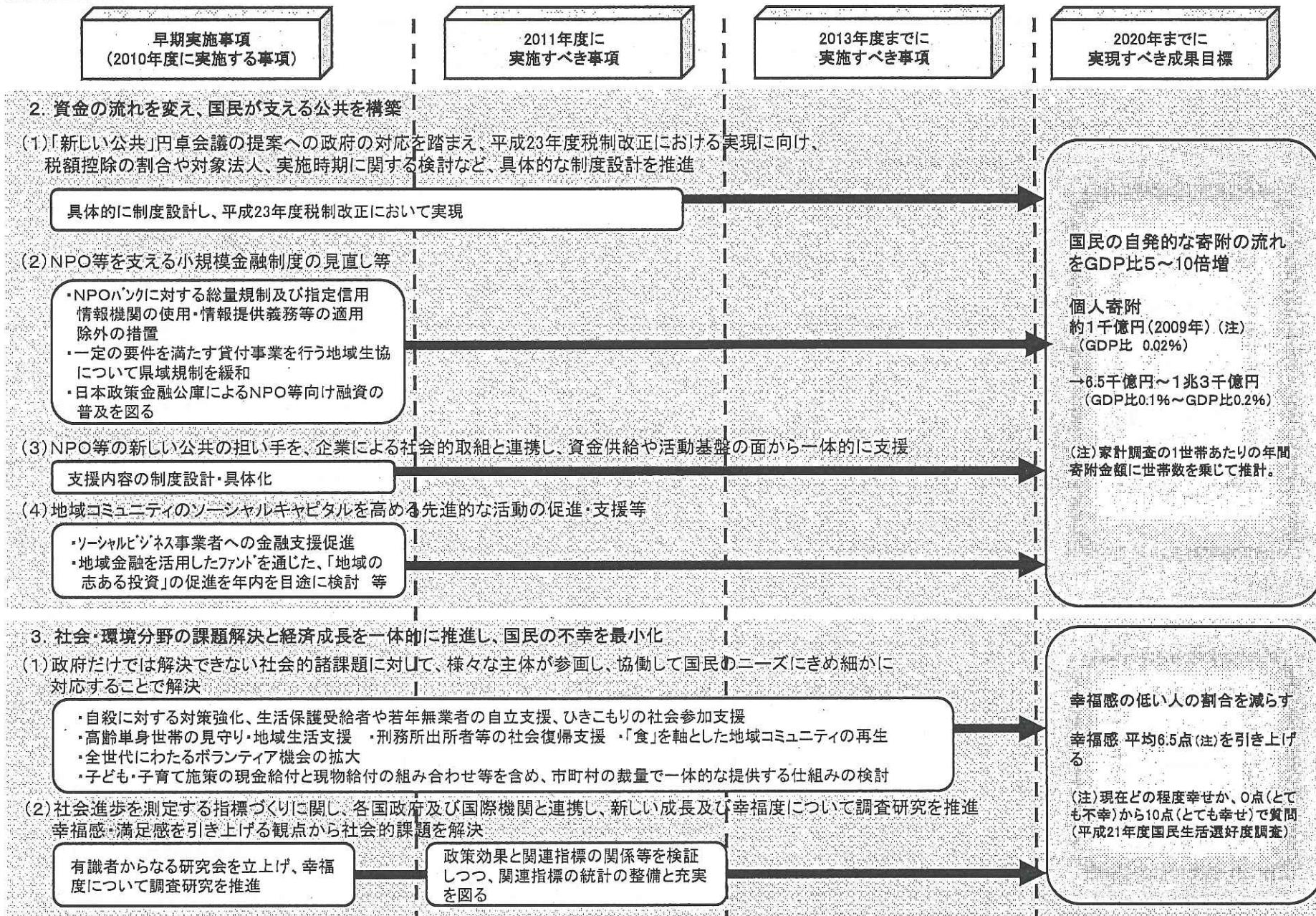
「新しい公共」が目指すのは、一人ひとりに居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会である。そこでは、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスを、市民、企業、NPO 等がムダのない形で提供することで、活発な経済活動が展開され、その果実が社会や生活に還元される。「新しい公共」を通じて、このような新しい成長を可能にする。政府は、大胆な制度改革や仕組みの見直し等を通じ、これまで官が独占してきた領域を「公(おおやけ)」に開く。このため、「「新しい公共」円卓会議」や「社会的責任に関する円卓会議」の提案等を踏まえ、市民公益税制の具体的制度設計やNPO 等を支える小規模金融制度の見直し等、国民が支える公共の構築に向けた取組を着実に実施・推進する。また、新しい成長及び幸福度について調査研究を推進する。

官が独占していた領域を「公」に開き、ともに支え合う仕組みを構築することを通じ、「新しい公共」への国民参加割合を26%（「平成21年度国民生活選好度調査」による）から約5割に拡大する。

VI 雇用・人材戦略～「新しい公共」－支えあいと活気のある社会の構築～①



VI 雇用・人材戦略～「新しい公共」－支えあいと活気のある社会の構築～②



別添5 財政運営戦略

財政運営戦略（抄）

平成22年6月22日
閣議決定

I. 基本的な考え方

6. 新政権の財政運営戦略

一国民の安心と希望のために一

医療、介護、保育といった分野に対して必要な資金投入を行い、それを雇用の創出と経済成長へつなげていくことが望まれるが、その財源を安易に国債発行によって調達することは、国民の安心や市場の信認を高め、維持することにはつながらない。

そもそも、これほど債務残高が累増している中で、国債発行に依存し続ける財政運営は維持不可能であろう。

我が国の財政の効率性を高めていくためには、徹底した無駄の削減と予算の使い途の大胆な見直しは当然行わなければならない。思い切った歳出改革を行い、徹底的に歳出を見直して必要な財源を確保していくことが、まず何よりも必要である。また、「新しい公共」の下、国民のためのサービスを市民、企業、NPO等が提供していくことは、国民の満足度、幸福度を高めることになるとともに、結果として歳出の削減にもつながりうる。

しかし、公共サービスの縮減につながる歳出削減に限界を感じる国民もいるだろう。

そうであれば、必要な費用を国民の間で分担する、という考え方に対立ち、勤労世代の減少と高齢者の急増という人口構造の変化も見据えながら、著しく弱くなってしまった税収基盤を速やかに回復していくことが必要となる。すなわち、

政権交代を機に、これまで成し得なかった税制の抜本的な改革を進め、安心の確保と成長につながる分野の歳出を国民全体で分担するとともに、これまであまりにも拡大した国債発行を減らしていく。

このような大きな視野に立った歳入・歳出改革を行うことにより、国民に将来への明るい希望を示し、「デフレが続いていく」という意識を払拭して成長を促進すると同時に財政健全化も図っていく。今、我々に求められているのは、このような新たな発想に立った財政運営ではないか。こうした方向性を、これから選択肢として考えていくべきである。

現在の巨大な歳出と歳入のギャップや、今後の更なる高齢化の進展等に伴う支出の一層の増大を踏まえれば、場当たり的な対応では限界があることは明らかである。今後、どこまで歳出削減を行うのか、どのように抜本的な税制改革を行い財源を確保していくのか、逃げることなく、強い政治の意思によって、国民に対して早期に選択肢を示し、改革を実施しなければならない。

こうした改革を通じて財源基盤を確保し、持続可能な財政・社会保障制度の構築や生活の安全網（セーフティネット）の充実を図ることが、雇用を創出するとともに、国民の将来不安を払拭し、経済成長の礎となる。経済活性化、財政健全化、社会保障の確立は一体の関係にある。経済成長による税収は財政健全化のために不可欠であり、他方、経済成長のためには、財政の持続可能性の確立が必須である。また、社会保障は財政の最大支出項目であるとともに、重要な成長分野であり、その確立によって、国民は消費を拡大することが可能になる。「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的な実現を目指す、こうした取組こそが、新政権の「財政運営戦略」である。